

阿賀野市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月25日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第34号

阿賀野市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の退職管理に関する規則（平成28年阿賀野市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以降の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下」を「160万円以下」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。